

【資料】

ケベック州の新家族法

一九八一年四月二日および一九八二年十二月一日より施行

村 井 衡 平

一七九一年六月十日の「立憲条例」(The Constitutional Act)によって、ケベックの地はオタワ河を境として、東のロワー・カナダ、西のアッパー・カナダの二つに分割された。前者はフランス系、後者はイギリス系の住民が多数を占めている。さらに降って、一八四〇年七月二十三日の「連合法」(The Union Act)、正確には、「アッパー・カナダおよびロワー・カナダの再地方を再統合し、かつ、カナダの政府に關して定める法律」によって両者を統一し、キングストンを首都とする「連合カナダ植民地」(The United Province of Canada)となった。そして、一八四一年に構成された議会の要請により、一七六三年(七年戦争終了)以前に効力を有していた国王の布告・宣言が一八五四年にリプリントされ、

一八五七年の議会は、民事的な事項についてロワー・カナダの法律を法典化する旨を決議した。カーロン、デイおよびモランの三裁判官が委員に任命された。彼等は、法律が多数の書物の中にまぎ散らされており、無秩序であり、しかもあるものはフランス語で、他は英語のみで書かれているという事実から結果する混乱をとり除いて、民事的な事項に關するロワー・カナダの法律の規定を「ロワー・カナダの民法典」と称されるべき一個の法典に縮小することになった。委員は一八五九年に仕事を開始し、一八六六年に法典を完成し、同年八月一日より施行されることになった。これが「ロワー・カナダ民法典」(The Civil Code of Lower Canada)である。一八六七年七月一日の「イギリス領北アメリカ法」(The

British North American Act) の発効によって、オタワを首都とするカナダ自治領 (Dominion) が形成され、それと同時にアップー・カナダはオンタリオ州、ロワー・カナダはケベック州を構成し、「ロワー・カナダ民法典」はケベック州の法律として現在にいたるまで効力を有している。

ところで、「イギリス領北アメリカ法」の第九十六条・二十六号により、「婚姻および離婚」に関する立法管轄権は連邦議会に専属するものとされる一方において、第九十二条・十二号では、「婚姻の挙式」に関する事項を州議会の権限と認めている。このように、離婚法を制定することは、一八六七年七月一日以降、連邦議会の権限に属することになったが、その権限が行使されることはほとんどなかった。しかし、最近、一九六八年にいたり、連邦議会はその権限をはじめて完全に行使し、カナダ全土に一般的な効力をもつ離婚法を制定することになった。同年七月一日に可決され、翌二日より施行された「離婚に関する法律」(An Act respecting Divorce) がこれである。そして、同法第二十三条・二項により、これまで効力を有していた各州の離婚に関する法律は廃止されてしまった。

これよりさき、ロワー・カナダ民法典によれば、第一八五

条において、「婚姻は、当事者の一方の死亡によってのみ解消されることができる。双方が生存中、それを解消されることができない」旨を宣言し、別居についてのみ、第一八六条ないし第二一七条に規定を設けていた。一九六八年の離婚法は、ケベック州にも効力を有することになり、同州でもはじめて裁判離婚への道が開かれたわけである。資料の關係で詳しい事情はわからないが、一九八〇年九月十一日にいたり、連邦議会と多数の州議会との間で、憲法上の議論について合意が成立し、家族法の分野では、婚姻および離婚について双方の議会が競合的に立法権を行使し、互いに抵触する事項については、州が優先権を有するものとされることになった。かくして、ケベック州においては、一九八〇年十二月十九日にいたり、同年法の第三十九章として、「新民法典を創設し、かつ、家族法を改正する法律」(An Act to establish a new code and to reform family Law) が制定されるにいたった。同法によれば、第一条において、ロワー・カナダ民法典に代わる新しい民法典を制定するに当り、まず家族法の分野について、第二編を「家族」(The Family) と題して、第四〇〇条ないし第六五九条の新しい規定を作成した。本稿はこの部分を翻訳によって紹介しようとするものである。

第一章「婚姻」、第二章「離婚」、第三章「親子関係」、第四章「扶養義務」そして、第五章「親権」へと続いている。

右にみたのが一九八〇年法の第一条の内容であるが、第二条には、ロワー・カナダ民法典の各所に修正を加える規定を設けており、そして最後の第八〇条は次のように明示している。すなわち、「一九八一年四月一日以降、政府の布告(Proclamation)によって定められる日より施行されることになる。しかしながら、本法を施行すべきものとする布告は、一八六七年の「イギリス領北アメリカ法」にしたがってカナダ議会の立法管轄権のもとにある事項について、その事項の立法管轄権をケベックの議会に付与する旨の同法の改正が行われる以前には行われないであろう」という。だが、さきにみたように、婚姻および離婚の立法管轄権について、連邦議会と州議会の間で合意ができたためであろうか、一九八一年四月二日と一九八二年十二月一日の二回に分けて、州政府の布告によって施行されるにいたっている。

新民法を創設し、家族法を修正する法律

|| 一九八〇年十二月十九日女王裁判 ||

立法部は、一九五五年にロワー・カナダ民法典の一般的な

ケベック州の新家族法 村井

改正をある法律家に委託することを決定したので、

立法部は、一九六〇年に該法律家の報告書が、それにもとづいて新民法典の最終的草案が準備されるべき基礎に貢献すべきことを決定したので

法律家の報告書は、一九七八年六月二〇日に国民議会に上程されたので

新民法を創設することが望ましいが、しかし提案された修正および関連する研究事項が余りにも広範囲のため、その種々な部分の立法を何回かにのばすことが必要であるのであるによりも先に、家族法の修正にとりかかるのが便宜であるので

女王陛下は、ケベックの国民議会の助言と同意のもとに、次のように立法する。

一、ケベック民法典はここに創設され、その第二巻を読めば、次のとおりである。

第二巻 家族

第一編 婚姻

第一章 婚姻の締結に要求される条件

第四〇〇条 婚姻は、夫婦になろうとする者の自由かつ明白な同意を必要とする。

第四〇一条 婚姻に対する同意は、一男および一女によって表示された、互いに他方を夫および妻とする旨の合意である。

第四〇二条 だれも十八才に達するまでは、婚姻を締結することができない。

第四〇三条 裁判所は、夫婦になろうとする者が十八才未満であるとき、重大な理由にもとづいて、免除を与えることができる。

親権を有する者および、ときに応じて、未成年者を監護している後見人その他の者は、彼等の意見をのべるために呼び出されなければならない。

未成年者は、単独で、年令要件の免除を請求することができる。

第四〇四条 前婚の無効宣言または解消前には、新しい婚姻を締結することができない。

第四〇五条 だれも彼の尊属もしくは卑属、または兄弟・

姉妹もしくは彼等の一親等の子供と婚姻を締結することができない。

だれも直系姻族との婚姻を締結することができない。

第四〇六条 養子縁組の場合において、裁判所は、事情に応じて、傍系親との婚姻を許可することができる。

第二章 婚姻に対する異議

第四〇七条 利害関係を有する者はだれでも、それも締結することが不可能な者の間の婚姻の挙式に異議を申し立てることができる。

第四〇八条 未成年者は、単独で、異議を申し立てることができる。

彼は、被告としても、単独で行為することができる。

第四〇九条 異議を申し立てた者は、彼が異議申立の権利を濫用したとき、損害賠償の責任を負わされる。

第三章 婚姻の挙式

第四一〇条 婚姻は、管轄権を有する司祭の面前で、二人の証人の出席のもとに、公開で締結されなければならない。

第四一一条 婚姻を挙式し、または身分登記簿を保管するこ

とを法律によって許可されたすべての聖職者、彼が任命された裁判管区内での首席書記官および彼が任命するすべての代理人は、婚姻を締結する権限を有する。

第四一二条　すべて聖職者は、彼の宗教および彼の属する宗教団体の規律に従ってなにか障碍のある婚姻を挙式するよう強制されることはない。

第四一三条　婚姻の挙式に先立ち、婚姻のために指定された日以前の十二日間、婚姻が挙式される場所に、揭示の方法で、公表が行われなければならない。

公表または免除の公表のとき、夫婦は、婚姻前に医学的な検査をうけることが望ましい旨を通知されなければならない。

第四一四条　公表は、夫婦になろうとする者各自の姓、名、職業および住所ならびに各自の誕生日および場所を示すこれらの事項が正確であることが成人の証人によって確証される。

第四一五条　司祭は、有効な理由にもとづいて、公表を免除することができる。

第四一六条　婚姻が、公表後十二日より数えて三カ月以内に挙式されないとき、公表が更新されなければならない

ケベック州の新家族法　村井

い。

第四一七条　婚姻に先立ち、司祭は、夫婦になろうとする者の同一性および夫婦としての身分を確かめる。

彼は、またすべての形式が満たされたこと、もしあれば、免除が許可されたことを確かめる。

第四一八条　証人の出席のもとに、司祭は、夫婦になろうとする者に、第四四一条ないし第四四五条を読み聞かせる。彼は、夫婦となろうとする者各自に、互いに他の一方を夫および妻とした旨を宣告させ、それを受理する。

彼は、続いて、彼等が婚姻によって結ばれた旨を宣言する。

第四一九条　司祭は、直ちに、婚姻証書を身分登記簿に登記する。

司祭が登記簿を保管することを許されるとき、彼は婚姻証書を作成し、かつ、それを挙式より十三日以内に、それらが真実であることを証明する宣言とともに、婚姻が挙式された管区の首席書記官に送付する。

第四二〇条　首席書記官または首席書記官の代理人は、司法長官の命令によって定められた規則に従って、婚姻を挙式し、かつ、財務長官のために、夫婦になろうとする

者から、命令によって定められた税金を徴収する。

第四章 婚姻の証拠

第四二二条 婚姻は、法律が他の立証方法を許可する場合を除いて、婚姻証書によって証明される。

第四二二条 夫婦の身分を占有することは、婚姻証書の瑕疵を補う。

第五章 婚姻無効

第一節 無効の原因

第四二三条 配偶者のある者、十六才未満の者、または親族関係による障碍のある者によって締結された婚姻は、だれか利害関係人の請求により、いつでも無効を宣言されることができる。

第四二四条 婚姻による義務を引き受ける意思なしに、婚姻の手續を履んだ者によって締結された婚姻は、だれか利害関係人により、無効を宣言されることができる。

一年間、同居が行われたどの婚姻も、攻撃されること
ができない。

第四二五条 認識力のない者によって締結された婚姻は、彼の監護者または他方配偶者の請求により、無効と宣言されることができる。

第四二六条 自由な合意を与えなかった者または錯誤によって迷わされた者によって締結されたどの婚姻も、かかる者の請求による場合を除いて、無効を宣言されることができない。

錯誤は、配偶者または配偶者を知っている者の詐欺に起因し、配偶者の本質的な特色または配偶者の同一性に関する場合に限り、無効の原因である。

第四二七条 認識力の回復したとき、配偶者が完全な自由を得たとき、または彼の錯誤を知ったときより一年間、同居が行われたどの婚姻も、攻撃されることができない。

第四二八条 婚姻のときに不能な者によって締結された婚姻は、他方配偶者の請求により、無効を宣言されることができる。

年令に関する条件が満たされたのち一年を経過したどの婚姻も、攻撃されることができない。

第四二九条 十六才以上、十八才未満の者により、裁判所の免除なしに締結された婚姻は、本人または年令に関する

る免除が請求されるとき、彼の意見をのべるために呼び出されなければならない者の請求により、無効を宣言されることができる。但し、裁判所は、事情に従って決定することができる。

第二節 無効の効果

第四三二条 婚姻の無効は、理由のいかんを問うことなく、子供から、法律または婚姻契約によって彼等に取得された利益を奪うことがない。

彼等の子供に対する父母の権利および義務は、無効によつて影響をうけることがない。

第四三三条 婚姻は、無効の宣言にかかわらず、彼等が善意であつたとき、夫婦について民事上の効果を生ずる。

とくに、そのときまで存在したと推定される夫婦財産制は、清算が進められる。但し、夫婦各自が彼の財産を取り戻す旨を合意するときは、この限りでない。

第四三三条 夫婦が悪意であつたとき、各自は彼の財産を取り戻す。

第四三三条 夫婦の一方のみが善意であつたとき、彼は、彼の財産を取り戻すか、またはそのときまで存在したと

推定される夫婦財産制の清算を請求することができる。

第四三三条 第四三七条に従い、善意の配偶者は、彼の婚姻の約因として、彼になされた贈与をうける権利を有する。

しかし、裁判所は、婚姻を無効と宣言するとき、生前贈与の無効を宣言し、それらを削減し、または支払いをそれによつて定められた期間、延期する旨を命ずることができる。

第四三六条 婚姻の無効は、悪意の配偶者に対して、婚姻の約因としてなされた生前贈与を無効とする。

第四三七条 婚姻の無効は、婚姻の約因として夫婦間になされた死因贈与を無効とする。

第四三八条 夫婦の一方は裁判所が婚姻を無効と宣言する場合に、彼の悪意を宣告するときを除いて、善意で婚姻を締結したものと推定される。

第四三九条 裁判所は、離婚手続におけると同様に、訴訟係属中の仮の処分、子供の監護・養育・教育について、また無効を宣言するとき、善意の配偶者の扶養請求権および他の一方の財産の増加に対する夫婦の一方の寄与について、決定する。

第六章 婚姻の効果

第四四〇条 夫婦は、彼等の夫婦財産制のいかんを問うこ

となく本章の規定を毀損することができない。

第一節 夫婦の権利および義務

第四四一条 夫婦は、婚姻中、同一の権利および義務を有

する。

彼等は、互いに尊敬し、貞節を守り、援助し、扶助する義務を負う。

彼等は、同居しなければならない。

第四四二条 婚姻中、夫婦各自は、彼の姓および名を称し、

かつ、彼等の姓および彼等の名のもとに、彼の私権を使用する。

第四四三条 夫婦は、互いに家族の道德的および物質的な

指導を引き受け、親権を行使し、かつ、それらより生ずる仕事を行う。

第四四四条 夫婦は、共同して家族の居所を選定する。

第四四五条 夫婦は、彼等各自の財産に比例して、婚姻費

用のために寄与する。

夫婦各自は、家庭内における彼の活動により、彼の寄与をなすことができる。

第四四六条 家族の日常の要求のために契約をする夫婦の

一方は、彼等が寝台と食卓の別居をしていないとき、全体のため、彼の配偶者にも責任を負わせる。

しかし、契約をしない配偶者は、彼が先に他の契約当事者に対して、責任を負う意思のない旨を通知したとき、債務について責任を負わない。

第四四七条 夫婦の一方は他方に対して、家族の道德的および物質的な指導についての行為を、彼に代理するよう命ずることができる。

この命令は、夫婦の一方がなんらの理由で彼の意思を表示できないとき、推定される。

第四四八条 夫婦が彼等の権利の行使および彼等の義務の履行について、意見を異にするとき、彼等または彼等の一方は、裁判所に対して、当事者の和諧を促したのち、家族の利益のために決定するよう、請求することができる。

第二節 家族の居所

第四四九条 夫婦のどちらも、他方の同意なしに、家族に

よって使用される家財道具を質に入れ、譲渡し、または主たる家族の居所から持ち去ることができない。

第四五〇条 夫婦の一方が、主たる家族の居所で使用される家財道具のどれかについての行為に同意しなかったとき、彼は、該行為の無効を請求することができる。但し、彼がそれを追認したときは、この限りでない。

しかし、負担付権原 (onerous title) によるどの行為も、他の契約当事者が善意であったとき、無効とされることがない。

第四五一条 夫婦が主たる家族の居所の賃借人である場合に、賃貸人が、住居を主たる居所として使用する旨をどちらかによって通知されたとき、他方の文書による同意なしにそれを転貸し、譲渡し、または賃貸借を終了させることができない。

他方配偶者が行為に同意しなかったとき、彼はその無効を請求することができる。但し、彼がそれを追認したときは、この限りでない。

第四五二条 全部または一部が主たる家族の居所として使用されている五件を越えない住居について、夫婦が不動

産の所有者であるとき、家族の使用のために留保されている部分について、どちらも他方の文書による同意なしに、不動産を譲渡し、それに物権を負わせ、または賃貸することができない。

彼が行為を追認した場合を除いて、同意しなかった配偶者は、不動産に対して居所の宣言が先に登録されていたとき、その無効を請求することができる。

第四五三条 全部または一部が主たる家族の居所として使用されている五件を越える住居について、夫婦が不動産の所有者であるとき、家族の使用のために留保されている部分について、どちらも他方の文書による同意なしに、不動産を譲渡しまたは賃貸することができない。

不動産に対して居所の宣言が先に登録されていたとき、譲渡証書に同意しなかった配偶者は、取得者に対して、住居の賃貸借を支配する条件にもついで、すでに居所として占有している家屋を彼に賃貸するように、要求することができる。同一の条件のもとに、賃貸借の行為に同意しなかった配偶者は、その無効を請求することができる。但し、彼がそれを追認したときは、この限りでない。

第四五四条 用益権所有者、永小作賃借人および使用者は、

第四五二条および第四五三条の規定に従う。

第四五五条 居所の宣言は、夫婦双方または彼等の一方によつてなされる。

宣言が居所の所有者の配偶者によつてなされるとき、彼は直ちに所有者に通知しなければならない。

第四五六条 夫婦の一方は、他方の同意が要求される行為について、同意がなんらかの理由で得られないか、またはそれを拒絶することが家族の利益のために許されないとき、単独でなすことを裁判所によつて許可されることが出来る。

許可は、特定のであり、かつ、期間が限定される。それは、修正または取り消されることが出来る。

第四五七条 寝台と食卓の別居、離婚または婚姻の無効の場合において、裁判所は、夫婦の一方の請求にもとづいて、賃借人の配偶者に主たる家族の居所の賃借権を許与することができる。

許与は、賃借人のもとに送達されなければならない、かつ、賃貸借より生ずる原賃借人の権利および義務は、そのとき以降、消滅する。

第四五八条 寝台と食卓の別居、婚姻の解消または無効の場合において、裁判所は、夫婦の一方または生存配偶者

に対して、主たる家族の居所に使用される他の一方の家族道具の所有権または使用権を許与することができる。

第四五九条 婚姻の解消または無効の場合において、裁判所は、夫婦の一方または生存配偶者に対して、他方の財産の増加についての彼の寄与を補償するため、主たる家族の居所として使用され、かつ、それについて他方配偶者が所有権を有している不動産の所有権または居住権を許与することができる。

寝台と食卓の別居のとき、居住権のみ許与されることが出来る。

第四六〇条 使用権・居住権または所有権の許与は、当事者間に合意が成立しないとき、裁判所により決定された条件、とりわけ、どの残額も即時または分割払いで支払う条件にもとづいて、効力を生ずる。

残額が分割払いで支払われるとき、裁判所は、保証および支払の期限および条件を定める。

第四六一条 所有権を裁判所が許与するについては、売買に関する規定に従う。

第四六二条 判決によって使用権・居住権または所有権を

許与することは、権原の許与と同じ意味であり、かつ、その効力を有する。

第七章 夫婦財産制

第一節 総則

一、夫婦財産制の選定

第四六三条 法の強行規定、公の秩序および善良の風俗に従って、婚姻契約において、どのような種類の規定でも作成されることができる。

第四六四条 夫婦が彼等の婚姻の挙式前に、婚姻契約において、彼等の夫婦財産制を定めなかったとき、所得共同 (Partnership of Acquests) の制度に従う。

第四六五条 夫婦財産制は、法定または約定のいかんを問うことなく、婚姻が挙式された日に効力を生ずる。婚姻中に夫婦財産制になされた変更は、変更を証明する行為の日より効力を生ずる。

当事者は、彼等の夫婦財産制またはそれに対するどの変更も、別の日より効力を生ずる旨を規定することがで

きない。

第四六六条 婚姻を許可された未成年者は、彼が裁判所によってその趣旨で許可されるとき、婚姻契約が認めるすべての夫婦財産の合意をすることができる。

親権を有する者または、ときに応じて、後見人は、彼の意見をのべるために呼び出されなければならない。

未成年者は、単独で、許可を請求することができる。

第四六七条 裁判所によって許可されなかった合意は、未成年者または彼の意見をのべるために呼び出された者によってのみ、攻撃されることができる。

第四六八条 禁治産者または精神薄弱者は、彼の裁判上の助言者またはこの目的のために家族評議会の助言のもとに裁判所によって許可された監護者の援助なしに、夫婦財産の合意をすることができない。

本条に違反してなされた合意は、禁治産者もしくは精神薄弱者または彼の監護者もしくは裁判上の助言者による場合、ときに応じて、婚姻の挙式または夫婦財産の合意を変更する行為の日の直後、一年を除いて、批難されることができない。

第四六九条 夫婦になろうとする者は、変更それ自身が婚

姻契約でなされるとき、婚姻契約の当事者の全員の出席および同意のもとに、彼等の夫婦財産の合意を、婚姻の挙式の前に変更することができる。

第四七〇条 婚姻中、夫婦は、変更それ自身が婚姻契約でなされるとき、彼等の夫婦財産制および彼等の婚姻契約のどの規定でも変更することができる。

死因贈与を含め、婚姻契約でなされた贈与は、すべての利害関係人の同意が得られるとき、それらが変更不可能と規定されていても、変更されることができる。

債権者が婚姻契約への変更によって不利益をうけるとき、彼は、変更を知ったときから一年内に、彼について、それを強行できないものと宣言させることができる。

第四七一条 生まれるべき子供は、婚姻契約によって彼等になされた贈与の婚姻前または婚姻中の修正または取消について、夫婦によって代理される。

第四七二条 婚姻契約は、それに違反すれば絶対的に無効となる条件のもとに、詳細な公正証書によって立証されなければならない。

第四七三条 先の契約を変更する婚姻契約を作成する公証人は、直ちに、書留または証明郵便により、原婚姻契約

の保管者および夫婦財産制を変更する契約の保管者に通知しなければならない。保管者は、原本および彼が作成することのできるどの写しにも、契約の日付、公証人の姓・名および彼の議事録の番号を示して、変更を記入しなければならない。

第四七四条 すべて婚姻契約の通知は、作成する公証人によって、夫婦財産制の中央登記簿の保管を依託された者になされなければならない。

二、夫婦財産制より生ずる権利および権限

第四七五条 夫婦の一方は他方に対して、夫婦財産制によって彼に与えられた権利および権限の行使について、彼を代理するよう命ずることができる。

第四七六条 裁判所は、夫婦の一方に対して、他方が彼の意見を表示することができないか、または適当な期間内にそうすることができないとき、他方の財産または夫婦財産制のもとで他方が管理する財産を管理するよう命ずることができる。

裁判所は、与えられた権限を行使する方式および条件を定める。

第四七七条 裁判所は、それがもはや不用である旨が証明

されるとき、裁判上の命令の取り消しを宣言することができる。

命令は、全権をもって、他方を監護者とすることを終了させる。

第四七八条 他方の財産を管理する夫婦の一方は、説明のための正式の通知を与えられる前に消費した果実についても計算する。

第四七九条 夫婦の一方が、夫婦財産制によって彼に与えられた権限を越えるとき、他方は、行為の無効を請求することができる。但し、彼が追認したときは、この限りでない。

動産について、しかし、各配偶者は、善意の第三者に對して、他方配偶者の同意が必要とされる負担付権限による行為を単独でなす権限を有するものと推定される。

第二節 所得共同

一、所得共同の構成

第四八〇条 制度が効力を生ずるときに各配偶者が所有す

ケベック州の新家族法 村井

る財産または彼が爾後に取得する財産は、以下の規定に従って、所得または特有財産を構成する。

第四八一条 各配偶者の所得には、法律によって特有財産と宣言されたすべての財産、そして、とくに

- 1 制度の間の彼の仕事による収入
- 2 制度の間に、すべての彼の特有財産または所得に由来するか、またはそこより集取された果実および収入を包含する。

第四八二条 各配偶者の特有財産は

- 1 制度が効力を生ずるとき、彼によって所有または占有されている財産
- 2 制度の間に、相続・遺贈または贈与によって彼に生じた財産および遺贈者または贈与者がそのように定めたとき、その財産から生ずる果実および収入
- 3 特有財産の代わりに彼によって取得された財産およびそれについてどれか保険による補償金
- 4 退職年金もしくは他の年金または生命保険の契約または計画のもとで、不確定所有者または受益者として彼に生ずる権利または利益
- 5 彼の衣服、個人的リンネル製品および書類、婚姻リ

ング、装飾品および賞状

6 適用できる場合の補償金を除いて、彼の職業に必要なとされる道具

から成り立つ。

第四八三条 特有財産および所得で取得された財産は、使用された特有財産の価額が財産より取得された総額の半分以上であるとき、補償金を条件として、同様に特有財産である。さもなければ、それは、補償金を条件とする所得である。

同一の規則は、配偶者が予め買い戻すことのできる生命保険金・退職年金および他の年金に適用される。総額は、それが最近のプレミアム額の期間保険を除いて、プレミアムまたは支払われた金額の合計である。

第四八四条 制度の間に、夫婦の一方が、彼がすでに個人的に完全な共有者である財産について、別の共有権を取得するとき、取得された財産は、適切な補償金を除いて、同様に彼の特有財産である。

しかし、共有権を取得するために使用された所得の価額が配偶者が共有者となった財産の総額に等しいか、またはその半分以上であるとき、この財産は、補償金を条

件として、所得となる。

第四八五条 夫婦の一方の扶養料・無能力者手当または同性質のどれか他の利益についての請求権は、いぜんとして彼の特有財産である。しかし、これらより生ずるすべての金銭上の利益は、それらが制度の間に当然に生じ、集収され、または彼の死亡により彼の相続人および法定代理人に支払われるべきとき、所得である。

同一の規則は、所有者が予め買い戻すことのできない退職年金または他の年金に適用される。

補償金は、年金または他の利益を取得するため、所得または特有財産より支払われたどの金額またはプレミアムを理由にしても、正当とされることがない。

第四八六条 身体に対する傷害を原因としてうけた損害賠償または補償金請求権は、また配偶者の特有財産である。

同一の規則は、保険契約または他の賠償制度より生ずる権利および補償金に適用するが、しかし、所得によって支払われたプレミアムまたは金額について、補償金は支払われることができない。

第四八七条 特有財産に対する付属物または付加物として取得された財産および特有財産である不動産の上に建て

られたものの建造物も、必要ならば補償金を除いて、特有財産に残る。

しかし、付属物もしくは付加物または建てられた建造物が所得によって取得され、かつ、その価額が特有財産の額に等しいか、またはそれ以上であるとき、すべては、補償金を条件とする所得となる。

第四八八条 夫婦の一方の特有財産である株式の配当にもとづく配当宣言の効果として取得された株式は、補償金を除いて、特有財産に残る。

彼の特有財産である株式によって夫婦の一方に与えられた株式引受権・優先買受権またはほか他の類似の権利の効果として取得された株式は、必要ならば補償金を除いて、彼の特有財産に残る。

夫婦の一方の特有財産である証券の買戻しプレミアムおよび先払いプレミアムは、補償金なしに、彼の特有財産に残る。

第四八九条 夫婦の一方の特有財産である事業の執行より生ずる収入は、それが事業に再投資されるとき、補償金を条件として、彼の特有財産に残る。

第四九〇条 知的かつ工業的な財産権は、特有財産である

ケベック州の新家族法 村井

が、しかし、制度の間に、それより生じたすべての売上金および収入ならびに正当に集収されたか、生じたものは、所得である。

第四九一条 すべての財産は、夫婦相互間および第三者について、所得を構成するものと推定される。但し、それが特有財産であることが立証されたときは、この限りでない。

第四九二条 夫婦の一方がそれを彼の独占的な特有財産であることを立証できないすべての財産または所得は、夫婦双方によって、各自半分の完全な所有権として保有されるものと推定される。

二、財産の管理および債務についての責任

第四九三条 夫婦各自は、彼の特有財産および所得を管理し、享有し、かつ、自由に処分する。

第四九四条 夫婦は、金額が控え目の物および慣習上の贈物を除いて、他方の同意なしに、無償の権原による彼の生存者間での所得を処分することができない。

しかし、彼はなんらかの理由で同意を得ることができないとき、または拒絶が家族の利益のために許されない

とき、単独で行為することを許可されることができる。

第四九五条 第四九四条は、夫婦の一方が生命保険・退職

年金その他の年金の受益者または不確定所有者として、

第三者を指定する権利を制限することがない。

指定が他方配偶者または夫婦の一方の子供の利益のためであるとき、どの補償金も、所得によって支払われた金額またはプレミアムを理由に正当とされることがない。

第四九六条 夫婦各自は、婚姻前または婚姻中に負ったすべての債務について、彼の特有財産および彼の所得の双方によって責任を負う。

制度の継続中、夫婦は、第四四六条および第四四七条に従って、他方の負った債務について責任を負わない。

三、制度の解消および清算

第四九六条 所得共同の制度は、次の事由によって解消される。

- 1 夫婦の一方の死亡
- 2 婚姻中、制度の契約による変更
- 3 離婚、寝台と食卓の別居または財産に関する分離を云渡す判決

4 法律によって規定される各場合における夫婦の一方の不在

5 第四三二条および第四三四条に規定される場合における婚姻の無効

解消の効果は、第三号および第五号の場合において、それらが夫婦間で、最初に適用された日まで遡及するときに除いて、直ちに生ずる。

第四九八条 第四九七条に規定された解消のどの場合においても、裁判所は、それにもかかわらず、夫婦の一方または彼の法定代理人の請求にもとづいて、配偶者の相互関係において、解消の効果は、彼等が同居を止めた日まで遡及する旨を定めることができる。

第四九九条 夫婦各自は、制度が解消されたのち、彼の特有財産を保有する。

彼は、反対の合意にかかわらず、彼の配偶者の所得の分割を承諾し、または拒絶することができる。

第五〇〇条 承諾は、明示でも黙示でもよい。

制度が解消されたのち、他方の所得の管理を妨害した配偶者は、分割を拒絶することができない。

保存行為または単なる管理行為は、妨害を構成しない。

第五〇一条 拒絶は、詳細な公正証書または裁判所によつて記録された裁判上の宣言によつてなされなければならない。

それは、夫婦の共同の住所のあるところ、または共同の住所のないときは、拒絶する配偶者の住所のあるところの登録管区の登録所において、登録されなければならない。

解消の日から一年以内に彼の拒絶を登録しなかった配偶者は、承諾したものとなされる。

第五〇二条 夫婦の一方が分割を拒絶するとき、それについて彼が権利を有している他方の所得の分け前は、いぜんとして他方に与えられる。

しかし、配偶者が債権者の権利を侵害して分割を拒絶するとき、債権者は分割を攻撃し、かつ、彼等の債務者の配偶者に代わつて、所得の分け前を承諾することができ

る。この場合、拒絶は、債権者の利益のためにのみ、かつ、彼等の請求の金額の範囲内においてのみ、無効とされる。それは、拒絶する配偶者の利益のために無効とされることがない。

第五〇三条 所得を取り去り、またはかくした夫婦の一方

は、どのような拒絶にもかかわらず、承諾したものと宣言される。

彼は、取り去り、またはかくした所得について、彼の分け前を喪失する。但し、彼の配偶者がそれらを拒絶するときは、この限りでない。さらに、彼は、給料についての利益を喪失する。

第五〇四条 承諾および拒絶は、取り消すことができない。

第五〇五条 制度が死亡によつて解消されるとき、死亡配偶者の相続人は、生存配偶者の所得の分け前を承諾または拒絶することができ、かつ、制度の解消および清算の規定は、第五一五条を除いて、これらに適用される。

相続人の一人が分け前を承諾し、かつ、他の相続人がそれを拒絶するとき、承諾する相続人は、全員が承諾したときに彼がうけるべき部分のみを手にするることができる。

第五〇六条 夫婦の一方が分割を拒絶する権利を有しながら死亡するとき、彼の相続人は、死亡の日よりさらに一年の期間、彼等の拒絶を登録することができる。

第五〇七条 夫婦の一方の所得の分割が承諾されるとき、彼の全財産は、まず二つの集団に分けられなければならない

ない。一つは、特有財産より成り、他の一つは所得である。

第五〇八条 特有財産の集団によって、配偶者の所得の集団に対して負わされる補償金について、計算書が作成され、かつ、反対の場合も同様である。

補償金は、一つの集団が他の集団に損害を加えることによって享受した利得と同じである。

第五〇九条 利得は制度が解消された日のものとして評価される。

しかし、取得され、または価値を高めた財産が制度の間に譲渡されたとき、利得は、譲渡の日のものとして評価される。

第五一〇条 補償金は、財産の維持・保存または保険のためのみに負った支出を理由に、正当とされることがない。

第五一一條 特有財産の利益のために負った未払い債務は、それらがすでに所得によって支払われたかのように、補償金を生ずる。

第五一二条 法律によって課せられたどれかの罰金を所得で支払うとき、補償金を生ずる。

第五一三条 計算書が所得の集団のために残額のあること

を示すとき、全財産を保有している配偶者は、分割のために、より少し受け取ることにより、価額により、または彼の特有財産によって、集団に返還する。

計算書が特有財産の集団のために残額のあることを示すとき、配偶者は、責任を負わされた金額にいたるまで、彼の所得から財産を取り去る。

第五一四条 補償金の支払いがひとたび完了したとき、所得の集団は、共同相続人の間に分割するために定められた規則に従って、夫婦の間に平等に分割される。但し、全財産を保有している配偶者が、彼の配偶者に履行すべきものの全部または一部を償還することを選ぶときは、この限りでない。

第五一五条 制度の解消が、全財産を保有している配偶者の死亡または不在によって生ずるとき、彼の配偶者は、差額を所得または分割払いで支払うことを条件として、彼の分け前が家族の住居・家財道具および分割の一部を形成する他の家族の財産を包含することを請求することができる。

残額の支払いについて合意がないとき、裁判所は、保証・支払期間および条件を定める。

第五一六条 当事者が財産の評価について合意しないとき、

当事者によって委託された専門家により、またはそれのないとき、裁判所によって評価される。

第五一七条 制度の解消は、分割前に、前債権者より彼等の債務者の全財産に対する償還請求権を妨げることができない。

分割後、前債権者は、彼等の債務者である配偶者および他方配偶者を彼等の賠償請求権のために訴えることができるが、しかし、それ以外の場合は、彼に由来する利益の範囲内においてのみ可能である。

各配偶者は、しかし、他方に対して、彼がかくして支払いを要求される金額の半分の償還請求権を有する。

第三節 財産についての分離

一、協議による財産の分離

第五一八条 協議による財産の分離についての制度は、婚姻契約でこの趣旨を単純に宣告することによって創設される。

第五一九条 財産の分離の制度のもとにおいて、各配偶者

ケベック州の新家族法 村井

は、すべての彼の財産を管理し、享有し、かつ、自由に処分することができる。

第五二〇条 どの配偶者も彼の専属的な所有権を創設することのできない財産は、双方によって、各自が半分の完全な共有権として保有されるものと推定される。

二、裁判による財産の分離

第五二一条 夫婦各自は、夫婦財産制の規定を適用することが彼または家族の利益に反すると思われるとき、財産の分離を得ることができる。

第五二二条 裁判上で得られた財産の分離は、夫婦財産制の解消を伴い、かつ、夫婦を協議によって財産を分離する配偶者の立場におく。

配偶者の間において、分離の効果は、請求の日まで遡及する。但し、裁判所が第四九八条の適用に当って、それより早い日まで遡及させるときは、この限りでない。

第五二三条 配偶者の債権者は、だれも財産の分離を請求することができないが、かかる債権者は、訴訟に参加することができる。

債権者は、彼の権利を詐欺にかけようとして宣言され、

または実行された財産の分離に対しても、訴訟手続を始めることができる。

第五二四条 財産の分離によって引き起こされた夫婦財産制の解消は、生存者取得権を発生させることがない。但し、反対の趣旨が婚姻契約に規定されたときは、この限りでない。

第八章 寝台と食卓の別居

第一節 寝台と食卓の別居の原因および手続

第五二五条 寝台と食卓の別居は、同居の意思が重大な毀損をうけたときに許可される。

第五二六条 同居の意思は、とくに、第五四〇条ないし第五四二条にのべられた場合において、夫婦双方または彼等の一方によって、これ以上の同居を耐えがたいものとする証拠の累積が提出されるとき、重大な毀損をうけたものとみなされる。

第五二七条 夫婦が裁判所の許可を得るために、彼等の寝台と食卓の別居の結果を解決する合意書の草案を提出するとき、彼等は、原因を明らかにすることなく、別居を

請求することができる。

裁判所は、夫婦を審問し、かつ、彼等が誠実に合意していることを確認し、草案が夫婦各自および子供の利益を十分に保護していると考えるとき、別居を許可する。

第五二八条 寝台と食卓の別居の手続の全段階において、夫婦の和諧を助言し、かつ、助成し、さらに子供の利益を考えるのは、裁判所の役割となる。

離婚手続についての他の規則は、寝台と食卓の別居の請求にも適用される。

第二節 寝台と食卓の別居の効果

第五二九条 寝台と食卓の別居は、夫婦を同居の義務から解放するが、それは婚姻の絆を破ることがない。

第五三〇条 寝台と食卓の別居は、適用できるとき、財産についての分離を伴う。

財産についての分離の効果は、夫婦間において、寝台と食卓の別居の請求の日より生ずる。但し、裁判所がそれらを第四九八条の適用よりも早い日まで遡及させるときは、この限りでない。

第五三一条 寝台と食卓の別居は、直ちに生存者取得権を

生することがない。但し、婚姻契約でこれに反する規定がなされたときは、この限りでない。

第五三二条 寝台と食卓の別居は、婚姻の約因として夫婦になされた贈与の喪失を伴うことがない。

しかし、裁判所は、別居を許可するとき、贈与が喪失もしくは削減されることを宣言し、または当事者の事情を考慮して、生前贈与をそれが定める期間、延期するよう命ずることができる。

第五三三条 裁判所は、離婚の場合と同様に、他方の財産の増加に対する夫婦の一方の寄与について決定する。

この場合において、補償的な手当が、全部または一部、第四五八条ないし第四六二条に従って、所有権・使用権または居住権を許与することによって、支払われることができる。

第五三四条 裁判所は、寝台と食卓の別居を許可するとき、またはその後に、夫婦の一方が他方に扶養料を支払うよう命ずることができる。

第五三五条 寝台と食卓の別居は、子供に対して、離婚と同様の効果を生ずる。

第三節 寝台と食卓の別居の終了

第五三六条 寝台と食卓の別居は、夫婦が任意に同居を回復することによって終了する。

財産についての分離は、夫婦が婚姻契約によって他の夫婦財産制を選定するときを除いて、なお存続する。

第九章 婚姻の解消

第五三七条 婚姻は、夫婦の一方の死亡または離婚によって解消される。

第二編 離婚

第一章 離婚原因

第五三八条 離婚は、婚姻の絆を維持すべき意思が回復し、または大きく毀損されたときに許可される。

第五三九条 夫婦が少くとも一年間、婚姻し、彼等の離婚の結果を解決する合意書の章案を裁判所の承認を得るために提出するとき、原因を明らかにすることなく、離婚を請求することができる。

裁判所は、夫婦を審問し、かつ、彼等が誠実に合意していることを確認し、夫婦各自および子供の利益が充分に保護されていると考えるとき、離婚を許可する。

第五四〇条 婚姻の絆を維持すべき意思は、請求の直前、夫婦が少くとも二年間、別居していたとき、回復しがたく毀損されていると推定される。

しかし、夫婦の一方が他方との同居を止めることを決定したか、不在または投獄を理由に夫婦が別居しているなどの場合においても、彼等の別居の原因を負わされる配偶者は、彼等が三年間別居するまで、第一項のもとの推定を求めることができない。

夫婦は、それにもかかわらず、本条によって定められた時間的な制限の終了する前に、いつでも、第五四一条から生ずる推定を求めることができる。

第五四一条 婚姻の絆を維持すべき意思は、夫婦の一方が婚姻より生ずる義務の履行をはなだしく欠いたとき、同様に、回復しがたく毀損されたものと推定されるが、しかし、この場合において、夫婦の一方は、彼自身の不履行にもとづいて、この推定を求めることができない。

第五四二条 病気または不能を理由として、少くとも一年

間の同居後に婚姻が未完成であることは、同様に、婚姻の絆を維持すべき意思が回復しがたく毀損されたものと推定を生ずる。

第二章 離婚手続

第一節 総則

第五四三条 離婚手続のすべての段階において、夫婦の和諧を助言し、かつ、助成し、さらに子供の利益を考慮することは、裁判所の役割となる。

第二節 請求および証拠

第五四四条 離婚の請求は、夫婦双方または彼等の一方によって提出されることができる。

第五四五条 婚姻を維持すべき意思の回復しがたい毀損の証拠は、当事者の一方の自認によって得られるが、しかし、裁判所は、付加的な証拠を要求することができる。

第三節 仮の処分

第五四六条 離婚の請求は、夫婦を同居義務から解放する。

第五四七条 裁判所は、夫婦の一方に対して、手続の間、

家族の住居を離れるよう命ずることができる。

裁判所は、また、夫婦の一方に対して、そのときまで共同で使用されていた家財道具のどれかを一時的に保有することを許可することができる。

第五四八条 裁判所は、子供の監護および教育について決定することができる。

裁判所は、手続の間、子供の養育のために各配偶者によって支払われるべき分担金を定める。

第五四九条 裁判所は、夫婦の一方に対して、他方の当座の扶養料および手続の費用を償う臨時の金銭を支払うよう命ずることができる。

第五五〇条 仮の処分は、どれか新しい事実によって正當とされるときはいつでも、再審理されることができる。

第四節 延期および和諧

第五五一条 裁判所は、延期によって夫婦の和諧を助成することができるか、もしくは夫婦の一方または彼等の子供のうちだれかに対する重大な不利益を避けることができるかと考えるとき、離婚請求の審理を延期することができる。

ケベック州の新家族法 村井

きる。

第五五二条 裁判所は、また、夫婦が彼等の離婚の結果、

とくに子供の監護および扶養について、友好的に解決することができ、かつ、彼等は、裁判所が斟酌できる点について合意することができると考えるとき、審理を延期することができる。

第五五三条 請求が提出されたのちに生じた夫婦間の和諧

は、手続を終了させる。夫婦の一方は、それにもかかわらず、和諧後に生ずるどれかの原因にもとづいて、新たな請求を提出することができる。この場合、彼は、自己の請求を支持するため、以前の原因を利用することができる。

第五五四条 九十日未満の同居の回復は、それ自身で和諧を推定する原因とならない。

第三章 離婚の効果

第一節 夫婦に及ぼす離婚の効果

第五五五条 離婚は、婚姻の絆を破る。

一、夫婦の財産上の利益

第五五六条 離婚は、夫婦財産制の解消をもたらし。

制度の解消の効果は、夫婦間に、請求が提出された日より生ずる。但し、裁判所がそれらを第四九八条の適用される日より前に遡及させるときは、この限りでない。

第五五七条 離婚は、婚姻の約因として夫婦間になされた

死因贈与の喪失を伴う。

第五五八条 離婚は、婚姻の約因として夫婦になされた他の死因贈与または生前贈与の喪失を伴うことがない。

しかし、裁判所は、離婚を許可するとき、贈与が本条のもとで失効もしくは削減される旨を宣言し、または生前贈与の支払いをそれが定める期間、延期する旨を命ずることができる。

第五五九条 裁判所は、離婚を許可するとき、夫婦の一方

が他方に対して、前者の財産の増加に対する後者の品物またはサービイスによる寄与についての約因として、直ちにまたは分割払いで支払われることのできる手当を、とくに夫婦財産制および婚姻契約の利益を考慮して、支払うよう命ずることができる。

補償的な手当は、全部または一部、第四五八条ないし第四六二条に従って、所有権・使用権または居住権を許与することによって支払われることができる。

二、扶養料についての離婚の効果

第五六〇条 離婚は、裁判所が離婚を許可するとき、職権にもとづいて、夫婦の一方に他方に対する扶養料の支払いを命じ、または扶養料を請求する権利を留保するときを除いて、夫婦が扶養を請求してきた権利を消滅させる。

第五六一條 裁判所は、離婚を許可するとき、夫婦の一方が彼の権利を行使することを例外的な事情によって妨げられているか、または夫婦の需要および資産についての現状が近い将来に変更しそうなことが立証されたか、いずれかを理由にして、かかる権利について衡平に判定することができないときに限り、扶養料についての権利を留保することができる。

扶養料を請求する権利は、どの場合でも、二年を越える期間、留保されることができない。

第五六二条 裁判所が夫婦の一方に扶養料を許与するとき、それは、年金として支払われることができる。

裁判所は、扶養料としての年金を、直ちに支払われる一定の金額、または三年を越えない期間の分割払いによって置き換え、または完結させることができる。

第五六三条 扶養料を許与する命令は、新しい事実がそれを正当とするとき、裁判所によって再審理されることができる。

しかし、一定の金額を許与するどの命令も、当事者の資産または需要の予見できない変更の場合において、再審理されることができない。

第五六四条 詐欺の場合を除いて、扶養料を請求する夫婦の一方の権利は、留保された権利が行使されることなく、その期間を経過したとき、全権をもって、消滅する。

第五六五条 裁判所は、扶養料を許与し、または扶養を請求する権利を留保したとき、離婚後、いつでも扶養料の権利の消滅を宣言することができる。

第五六六条 どの判決においても、離婚が夫婦に及ぼす効果について、裁判所は、彼等の事情を考慮に入れる。裁判所は、とくに、彼等の需要および資産、彼等の間になされた合意、彼等の年令および健康状態、彼等の家族に対する義務、彼等が雇傭を発見する機会、彼等の不動産

の現在および予見できる将来の状態、彼等の元本および収入の計算、さらに、場合に応じて、扶養料債権者が充分な自活を得るに必要な期間、等々を考慮する。

第五六七条 前示の諸条に従い、「扶養の義務」の表題のついた規定は、本条のもので付与される扶養料に適用する。

第二節 子供に及ぼす離婚の効果

第五六八条 離婚は、法律または婚姻契約によって彼等に与えられた利益を子供から奪うことがない。

彼等の子供に対する父および母の権利および義務は、次の規定に従い、離婚によって影響をうけない。

第五六九条 裁判所は、離婚を許可するとき、またその後、子供の監護・養育および教育について、彼等の利益のため、また彼等の権利について夫婦間に合意がなされている場合は、それを考慮に入れて決定する。

第五七〇条 監護が夫婦の一方または第三者に委託されるとき、父および母は、子供の養育および教育について監視する権利を保持し、かつ彼等の資産に比例して、それに寄与すべき義務を負う。

第五七一条 子供に関する決定は、事情がそれを正当とするとき、裁判所によって、いつでも再審理されることができる。

第三編 親子関係

第一章 血による親子関係

第一節 親子関係の立証

一、証書および身分の占有

第五七二条 父および母との親子関係は、子供の出生の事情のいかんを問うことなく出生証書によって立証される。

出生証書のないとき、中断なしに身分を占有すること
で充分である。

第五七三条 中断なしに身分を占有することは、子供およびその者から彼が生まれたとされる者との間の親子の関係を示す事実の適切な統合によって立証される。

二、父性の推定

第五七四条 婚姻中または婚姻の解消もしくは取消後三〇日以内に子供が生まれたとき、子供の母の夫は父と推定される。

第五七五条 夫の父性の推定は、寝台と食卓の別居を命ずる判決後、三〇日以上を経て、子供が生まれるとき、くつがえされる。但し、夫婦が子供の出生前に任意に同居を回復したときは、この限りでない。

第五七六条 婚姻の解消後三〇日以内であるが、しかし、彼の母の再婚後に子供が生まれるとき、出生のときの彼の夫は子供の父と推定される。

三、任意認知

第五七七条 前記諸条の適用によって、母性または父性が決定できないとき、子供の親子関係は、任意認知によって確立されることができる。

第五七八条 母性は、ある女性によってなされる、彼女が子供の母である旨の宣言によって認められる。

父性は、ある男性によってなされる、彼が子供の父である旨の宣言によって認められる。

第五七九条 母性または父性の単なる認知は、認知した者

のみを拘束する。

第五八〇条 裁判所において上首尾に論争されなかつた確立された親子関係は、母性または父性の単なる認知によつて反対の立証をあげることができない。

第二節 親子関係についての訴訟

三、父性の否認および論争

第五八一條 推定された父は、裁判所の面前において、子供を否認することができる。

否認の訴訟は、推定された父が出生を知った日より一年以内に提起されなければならない。

第五八二條 母は、子供の出生後一年以内に、推定された父の父性を争うことができる。

第五八三條 父性の否認または論争のための訴訟は、子供を相手とし、なお、場合に依じて、母または推定された父を相手とする。

未成年の子供は、彼の後見人または訴訟が提起された裁判所によつて任命された特別代理人によつて代理される。

第五八四條 推定された父または母が、父性の否認または

論争のための期間を経過する前に死亡するとき、訴訟は消滅しない。

相続人は、しかし、死亡より一年以内にこの権利を行使しなければならない。

第五八五條 夫が子供の父でないことを確立するのに役立つどの立証方法も許される。

第五八六條 子供が父により、または配偶者の同意を得て第三者により、人工受精で懐胎されたとき、父性の否認または論争のためのどの訴訟も許されない。

三、身分の主張および論争

第五八七條 彼の出生証書および該証書に一致する身分の占有によつて彼に帰した親子関係に反対する主張は、だれもすることができない。

第五八一條および第五八二條に従い、身分の占有が彼の出生証書と一致する者の身分は、だれも争うことができない。

第五八八條 父または母を含み、利害関係のある人は、いつでも、またどの方法によつても、身分の占有が彼の出

生証書と一致しない者の親子関係を争うことができる。

しかし、だれも、ある者が人工受精で懐胎されたことを理由に、その者の親子関係を争うことができない。

第五八九条 出生証書または身分の占有に一致する親子関係が確立されない子供は、裁判所の面前に、彼の親子関係を主張することができる。同様に、出生証書または身分の占有に一致する親子関係が確立されない父または母は、父性または母性を主張することができる。

親子関係の立証は、どの立証方法によっても許され、とくに遺言によってなされることができる。しかし、証言は、書面による立証の端緒のあるとき、もしくはすでに明らかに確立された事実より結果する推定または指摘がその自認を認めるのに充分に強力なものであるときを除いて、許されない。

第五九〇条 書面による立証の端緒は、家族の権利証書、

世帯の登記簿および証書、ならびに論争に加わった当事者および生きておれば利害関係を有したにちがいない者から発せられる他のすべての公文書または私文書から生ずる。

第五九一条 子供がすでに出生証書もしくは身分の占有に

より、または父性の推定の効果により、確定された親子関係を有するとき、身分を請求する訴訟は、かくして確立された身分を争う訴訟に加わるべきを除いて、提起されることができない。

第五九二条 親子関係についての訴訟を争うため、どの立証方法も許される。

第五九三条 より短期の法定の時効に従う場合を除いて、親子関係についての訴訟は、子供が主張される身分を奪われる日、または争われている身分の享有を始める日より、三〇年の時効にかかる。

子供が彼の身分を主張することなく死亡したが、しかし、そうするについて、なお適切な期間内であったとき、彼の相続人は、彼の死亡より三年以内に、訴訟を提起することができる。

第三節 親子関係の効果

第五九四条 親子関係の確立されたすべての子供は、彼等の出生の事情のいかんを問うことなく、同一の権利および義務を有する。

第二章 養子縁組

第一節 養子縁組の条件

一、総則

第五九五条 養子縁組は、子供の利益になり、かつ、法律に定められた条件にもとづかなければ、行われることができない。

第五九六条 未成年の子供は、彼の父および母もしくは彼の後見人が養子縁組に同意するとき、または彼が養子縁組に適當であることが裁判上で宣言されるときを除いて、養子とされることができない。

裁判所は、しかし、養子の利益のためにこの要件を免除することができる。

第五九八条 成年者は、だれでも、単独または他人と共同で、子供を養子にすることができる。

第五九九条 養親は、養子より少くとも十九才、年長でなければならぬ。

裁判所は、しかし、養子とされる者の利益のためにこ

の要件を免除することができる。

第六〇〇条 本章において定められる同意は、二人の証人の面前で、書面によってなされなければならない。

このことは、同意の取り消しについても当てはまる。

二、養子となる人の同意

第六〇一条 十才以上の子供は、彼の同意なしに養子とされることができない。

しかし、十四才未満の子供が彼の同意を与えることを拒絶するとき、裁判所は、それが定める期間、その判決を延期し、または拒絶にもかかわらず、養子縁組を許可することができる。

第六〇二条 十四才以上の子供による拒絶は、養子縁組を阻止する。

三、両親または後見人の同意

第六〇三条 両親の同意を得て養子縁組が行われる場合において、子供の親子関係が彼等の双方について確立されるとき、彼等は、双方が養子縁組に同意しなければならぬ。

子供の親子関係が一方の親のみについて確立されるとき、その親の同意で充分である。

第六〇四条 一方の親が死亡するか、彼の意思を表示することができないか、または彼等が親権を奪われているとき、他方の親の同意で充分である。

第六〇五条 両親が死亡するか、彼等の意思を表示できないか、または彼等が親権を奪われている場合に、子供が後見人を有するとき、後見人の同意は、子供の養子縁組のために得られなければならない。

第六〇六条 未成年である一方の親は、授權を必要とすることなく、彼自身で彼の子供の養子縁組に同意を与えることができる。

第六〇七条 養子縁組に対する同意は、一般的または特定の与えられることができる。特定のとき、同意は、子供の尊属、三親等内の傍系の親族もしくは該尊属または親族の配偶者についてのみ与えられることができる。

第六〇八条 養子縁組に対する同意は、配置命令があるまで、子供が与えられる者に対する、全権をもった、親権の委任を伴う。

第六〇九条 養子縁組に彼の同意を与えた者は、彼が同意

を与えた日より三〇日以内に、それを取り消すことができる。

子供は、その場合、彼の同意を与えた者に、形式ばらず、または遅滞なく返還しなければならない。

第六一〇条 同意を三〇日以内に取り消さないとき、彼は、配置命令前のいつでも、裁判所に対し、子供の返還を請求することができる。

四、養子縁組適格の宣言

第六一一条 次に掲げる者は、養子縁組に適格である旨を裁判上で宣言されることができる。

1 彼の父との親子関係も、母との親子関係も、いずれも確立されていないとき、三カ月を越す子供
2 彼の監護・扶養または教育が事実上、彼の母・父または後見人によって、少くとも六カ月、行われていない子供

3 彼が後見人を有しないとき、父および母が親権を奪われている子供

4 彼が後見人を有しないとき、父も母も有しない子供

第六一二条 養子縁組に適格であることの宣言の申立は、

子供の尊属、三親等内の傍系親族、該尊属または親族の配偶者、十四才以上の子供または青少年保護団体の指導者による場合を除いて、なされることができない。

第六二三条 彼の父・母または後見人が彼の監護を回復し、かつ、彼の世話・扶養または教育を行うことはありそうもないときを除いて、子供が養子縁組に適格である旨の宣言が行われることができない。

第二節 配置命令および養子縁組の判決

第六一五条 裁判所の命令による場合を除いて、未成年者の配置は行われないし、彼が裁判所の命令後、少くとも六カ月間、養親と同居した場合を除いて、子供の養子縁組は許可されることができない。

しかし、期間は、とくに、命令以前に未成年者が養親と同居した期間を考慮して、三カ月まで短縮されることのできる。

第六一六条 養子縁組に対する同意が与えられたのち、三日を経過まで、配置命令は与えられることができない。

第六一七条 配置命令を与えるに先立ち、裁判所は、養子縁組の要件が満たされたこと、とくに、前記の同意が有

効に与えられたことを確認しなければならない。

第六一八条 配置命令は、養親に親権を付与する。

命令は、子供を彼の両親または後見人に返還すること、および血によって子供と彼の両親との間の親子関係を確立することを阻止する。

第六一九条 養子縁組のための配置が終了するか、または裁判所が養子縁組を許可することを拒絶するとき、配置命令の効力は消滅する。

第六二〇条 配置命令は、子供が十四才以上である場合は、彼自身の請求にもとづいて、または養子縁組の請求が第六一五条に定められた期間の経過後、合理的な期間内に提出されなかった場合は、だれか利害関係人の請求にもとづいて、取り消されることができる。

第六二一条 第六一九条および第六二〇条に定められた場合において、裁判所は、職権によって、子供に親権を行すべき者を選定することができる。

第六二二条 裁判所は、彼を養子にした家族に子供が適応しなかったことを示す報告書による場合を除いて、養親の請求にもとづいて、養子縁組を許可する。この場合、または子供の利益がそれが必要とする場合、裁判所は、

必要と考えるなにか付加的な証拠を要求することができ
る。

第六二三条 配置命令の後に養親のいずれかが死亡すると
き、裁判所は、死亡した養親についても、養子縁組を許
することができる。

第六二四条 裁判所は、養親または養子の請求によって、
養子が固有の姓・名を称することを許可する場合を除い
て、養子に養親によって選定された姓・名をつける。

第六二五条 養子縁組を許可する裁判所の書記官は、出生
証書の原本を管理している身分登記簿の保管者に、定め
られた特定事項を欄外に記載させるため、養子縁組の証
明書を送付する。この証明書は、「養子縁組」と記載さ
れ、かつ、これの抄本は発行されることができない。

書記官は、また、判決の証明書を判決に指摘された場
所の身分登記簿の保管者に、彼等が養子の新しい出生証
書を作成することができるよう、送付する。

第三節 養子縁組の効果

第六二六条 養子縁組の請求が提出されたのちに死亡した
養親の一人のために許可された養子縁組は、請求の日よ

りその効力を生ずる。

第六二七条 養子縁組は、養子に、彼の生来の親子関係に
代わる親子関係を与える。

養子は、なにか婚姻障碍に従いながら、彼の生来の家
族に属することを止める。

第六二八条 養子縁組は、血による親子関係と同様の権利
および義務を生ずる。

第六二九条 養子縁組が許可されるとき、既存の親子関係
の効果は消滅する。後見人があるとき、彼は彼の権利を
失い、かつ計算の義務を除いて、養子についての彼の義
務より解放される。

第六三〇条 第六二九条の規定にかかわらず、彼の母また
は父の配偶者による子供の養子縁組は、子供とその親と
の間の親子関係の絆を解消することがない。

第四節 養子縁組の書類の秘密性

第六三一条 子供の養子縁組についての裁判上および行政
上の書類は、秘密とされ、かつ、それらに含まれる情報
は、法律に従うときを除いて、明らかにされない。

しかし、裁判所は、養子縁組の書類が・教育・調査ま

たは公的照会の目的のために調べられることを、子供・両親および養親の迷惑が予防されることを条件として、許可することができる。

第六三二条 成年の養子は、彼等が予めそれに同意したとき、彼の両親を発見することを可能にする情報入手する権利を有する。

成年に達した子供が予めそれに同意したときは、養子の両親についても同様である。

第四編 扶養の義務

第六三三条 夫婦および直系の親族は、互いに他方を扶養する義務を負う。

第六三四条 未成年者の扶養のための手続は、事情に応じて、親権の保有者、彼の後見人または彼を監護しているだれかによつて提起されることができる。

裁判所は、子供を監護している者に扶養料を支払うよう命ずることができる。

第六三五条 扶養料を与える場合に、金銭は、当事者の需要および資力、彼等の事情および、場合に應じて、扶養料債権者が充分な自律を獲得するのに必要な期間を考慮

に入れる。

第六三六条 裁判所は、手続の期間、その権利を有する者に一時的な扶養料を付与することができる。

第六三七条 扶養料は、年金として支払われることができる。裁判所は、例外として、直ちにまたは分割払いで支払われる一定の金額によつて置き換え、または完結させることができる。

第六三八条 裁判所は、申立により、申立のないときは職権によつて、扶養料が年金として、「ケベック年金プラン（R九章）」についての法律」の第一一九条のもとで創設された年金一覧表に従つて決定される年金の一つとして支払われるよう命ずることができる。但し、当事者の事情が他の一覧表で決定するのを正当とするときは、この限りでない。

第六三九条 裁判所は、必要と認めるとき、債務者に対して、扶養料の支払いのため、法律上の抵当より以上の保証を提供するよう命ずることができる。

第六四〇条 債務者が扶養料債権者を彼の家庭に受け入れることを申し出るとき、彼は、事情がそれを許すとき、扶養料の全部または一部の支払いを免れることができる。

第六四一条 債権者は、彼の請求権を扶養料義務者の一人に対して、または同時に彼等の数人に対して、行使することができる。

裁判所は、訴えられた債務者各自によつて支払われるべき扶養料の金額を決定する。

第六四二条 扶養料を付与する判決は、それが調整のとれたものかどうか、事情がそれを正当とするとき、いつでも再調査されることができる。

第六四三条 扶養料は、請求以前に存在する需要のために請求されることができる。

しかし、先在する需要のための扶養料は、債権者にとつて、債務者が書面による通知を与えられた日以前またはその日より行爲することが事実上不可能であつた場合にのみ、十二カ月を越えない期間、付与されることができる。

第六四四条 残額の支払いを請求される債務者は、判決後に彼または彼の債権者に生じた事情の変更を主張し、かつ、それらの全部または一部の支払いを免れることができる。

しかし、請求された残額が六カ月を充分に越えている

どの場合においても、債務者は、扶養料年金を定める判決の再調査を求める彼の権利を行使することができなかったことを証明するときに除いて、それらの支払いを免れることができない。

第五編 親 権

第六四五条 すべての子供は、年令のいかんを問うことなく、彼の父および母を尊敬する義務を負う。

第六四六条 子供は、彼が成年に達するまで、または親権より解放されるまで、いぜんとして彼の父および母の親権に服する。

第六四七条 父および母は、彼等の子供の監護・監督および教育の権利および義務を有する。

彼等は、彼等の子供を扶養しなければならぬ。

第六四八条 父および母は、共同して親権を行使する。

親の一方が死亡し、親権を奪われ、または彼の意思を表示することができないとき、他方の親が親権を行使する。

第六四九条 親権を有する者は、子供の監護・監督および教育を委任することができる。

第六〇条 親権より解放されていない未成年者は、親権を

有する者の同意なしに彼の家庭を離れることができない。

第六一条 親権を有する者は、適度に、かつ、理性をもつて、子供を懲戒する権利を有する。

第六二条 父または母が単独で彼等の子供についての権限を行使するとき、彼または彼女は、善意の第三者について、他方の親の同意のもとに行爲するものとみなされる。

第六三条 親権を行使することについて困難な事態が生ずるとき、親権を行使する者は、その事実を裁判所に留意させ、裁判所は、当事者の和諧を試みたのち、子供の利益のために決定することが出来る。

第六四条 裁判所は、重大な理由によって、かつ、子供の利益のために、だれか利害関係を有する者の申立にもついで、その者に親権が付与されていた父・母、父母の一方または第三者より、その権限の全部または一部が剝奪される旨を宣言することが出来る。

第六五条 裁判所は、剝奪を宣言するとき、親権を行使すべき者を選定し、またはその者を選定する前もしくは子供の利益のために必要なとき、後見人を指名する前に、

ケベック州の新家族法 村井

家族委員会の助言を得ることを決定することが出来る。

第六六条 剝奪は、判決のときに生まれているすべての未成年の子供に及ぶ。但し、裁判所が別の定めをするときは、この限りでない。

第六七条 剝奪は、例外的な事情がそれを正当とするとき、子供のために扶養料を支払う義務を免除する。

第六八条 権利を剝奪された父または母は、養子縁組を定める規定に従い、彼または彼女が新しい事情を申し立てるとき、剝奪された権利を回復させることが出来る。

第六九条 父または母は、どの場合においても、重大な理由なしに、子供および彼の祖父母との間の人間関係に障碍を及ぼすことが出来ない。

当事者間に合意が成立しないとき、関連する事態は、裁判所によって解決される。